いじめの防止等のための対策の推進に関する法律案

目次

第一章 総則 (第一条—第九条)

第二章 いじめ防止基本方針等 (第十条―第十三条)

いじめの防止等に関する措置 (第十四条—第二十一条)

第三章

第四章 重大事態への対処(第二十二条—第二十七条)

附則

第 章 総則

自的

第一条 この法律は、 いじめが、 いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健

全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる

おそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの

対処をいう。 以下同じ。) のための対策に関し、 基本理念を定め、 国及び地方公共団体等の責務を明らか

にし、 並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、 いじめ

の防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、 いじめの防止等のための対策を総合的 かつ

効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等

当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネ

ットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じてい

るものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第一条に規定する学校 **幼**

大学並びに高等専門学校を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

稚園及び特別支援学校の幼稚部、

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、 いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、 児童等

が安心して学習その他 の活動に取り組むことができるよう、 学校の内外を問わずいじめが行われなくなる

ようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、 及び他の児童等に対して行われるい

じめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その

他 のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 () じ \Diamond の防・ 止等のための対策は、 国 地方公共団体、 学校、 地域住民、 家庭その他の関係者の連携の下、

の問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

1

じめ

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 国及び地方公共団体は、 いじめの防止等に資するよう、 いじめに係る相談制度の充実を図るととも

に、 いじめが児童等の心身に及ぼす影響、 いじめを防止することの重要性、 いじめに係る相談制度又は救

済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

2 う、 はその保護者に対する指導その他 国及び地方公共団体は、 関係省庁相互間その他関係機関、 いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、 のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行わ 学校、 家庭、 地域社会及び民間団体の間の連携の強化、 いじめを行った児童等又 民間団: れるよ 体 \mathcal{O}

支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

3 う、 教育相談に応じるものの確保、 養護教諭その はその保護者に対する指導その他 国及び地方公共団体は、 教員の養成及び研修 他 この教員 \mathcal{O} 記置、 の充実を通じた教員の資質の向上、 いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、 心理、 いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者 のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよ 福 祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの 生徒指導に係る体制等の いじめを行った児童等又 充実のため 防止を含む \mathcal{O} 教

者に対する支援及びいじめを行った児童等又はその保護者に対する指導の在り方、 国及び地方公共団体は、 いじめの防止及び早期発見のための方策、 いじめを受けた児童等又はその保護 インターネットを通じ

4

の確保等必要な措置を講ずるものとする。

て行われるいじめへの対応の在り方その他 のいじめの防止等のために必要な事項についての調査研究及び

検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(学校の設置者の責務)

第六条 学校の設置者は、 その設置する学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、当該学校又は

当該学校に在籍する児童等の保護者からのいじめに係る報告又は通報に適切かつ迅速に対応するために必

要な措置その他の当該学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずるものとする。

(学校及び学校の教職員の責務)

第七条 学校及び学校の教職員は、 当該学校に在籍する児童等の保護者、 地域住民、 児童相談所その他 の関

係者との連携を図りつつ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実その他の必要な措置 を 講

ずることにより学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等が

いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するものとする。

(保護者の責務等)

第八条 保護者は、 子の教育について第一義的責任を有するものであって、 その保護する児童等がいじめを

行うことのないよう、 当該児童等に対し、 規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うものとす

る。

2 保護者は、 その保護する児童等がいじめを受けた場合には、 適切に当該児童等をいじめから保護するも

のとする。

3 保護者は、 国 地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措

置に協力するよう努めるものとする。

4 前三項の規定は、 いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと

解してはならない。

(財政上の措置等)

第九条 国及び地方公共団体は、 いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他

の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十条 文部科学大臣は、 関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効

果的 に推進するための基本的な方針 (以下「いじめ防止基本方針」という。) を定めるものとする。

- 2 いじめ防止基本方針においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 一 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十一条 地方公共団体は、 いじめ防止基本方針を参酌し、 その地域の実情に応じ、 当該地方公共団体にお

けるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 (次条において 地地

方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十二条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当

該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十三条 地方公共団体は、 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、 条例の定めるとこ

ろにより、学校、 教育委員会、 児童相談所、 法務局又は地方法務局、 都道府県警察その他の関係者により

構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

第三章 いじめの防止等に関する措置

(いじめの防止のための措置)

第十四条 学校の設置者及びその設置する学校は、 当該学校におけるいじめを防止するため、 当該学校に在

籍する児童等の保護者、 地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、全ての教育活動を通じた道徳教育

及び体験活動 の充実、インターネットを通じて行われるいじめを防止するための教育の充実、 いじめ Ó 防

止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍す

る児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を

深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの実態の把握)

八

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、 当該学校におけるいじめの実態を適切に把握するため、

当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめに係る相談体制の整備)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学

校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。) を整備す

るものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、 相談体制を整備するに当たっては、 家庭、 地域社会等との連携

の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(いじめに対する措置)

第十七条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、

児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受

けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、 前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると

思われるときは、 速やかに、 当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとと

もに、 その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、 前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、 いじめをやめ

させ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、 福祉等に関する専門的な

知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った

児童等又はその保護者に対する指導を継続的に行うものとする。

学校は、 前項の場合において必要があると認めるときは、 いじめを行った児童等についていじめを受け

4

た児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安

心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導を行うに当たっては、 いじめを受けた児

童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係

る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこ

れに対処するものとし、 当該学校に在籍する児童等の生命、 身体又は財産に重大な被害が生じるおそれが

あるときは直ちに所轄警察署に通報し、 適切に、 援助を求めなければならな

(学校の設置者による措置)

第十八条 学校の設置者は、 前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校

に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について

自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第十九条 校長及び教員は、 当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があ

ると認めるときは、 学校教育法第十一条の規定に基づき、 適切に、 当該児童等に対して懲戒を加えるもの

とする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同

法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、 いじめ

を受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ず

るものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十一条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない

場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等又

はその保護者に対する指導を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備

するものとする。

第四章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十二条 学校の設置者又はその設置する学校は、 次に掲げる場合には、 その事態 (以下「重大事態」と

いう。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設

置者又はその設置する学校の下に組織を設け、 質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係

る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、 身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認

めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

があると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、 前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめ

を受けた児童等及びその保護者に対し、 当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切

に提供するものとする。

3 第一 項の規定により学校が調査を行う場合においては、 当該学校の設置者は、 同項の規定による調査及

び 前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十三条 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大

学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、 前条第

項各号に掲げる場合には、 当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、 文部科学大臣に

報告しなければならない。

2 同 種 前項 \mathcal{O} 事 の規定による報告を受けた文部科学大臣は、 態の発生の防止のため必要があると認めるときは、 当該報告に係る重大事態 前条第一項の規定による調査の結果について への対処又は当該重大事 態と

調査を行うことができる。

3 の発生 る独立行政法 る国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同 文部科学大臣は、 一の防止 のために必要な措置を講ずることができるよう、 人通則法 前項の規定による調査の結果を踏まえ、 (平成十一年法律第百三号) 第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他 当該調査に係る国立大学法人又はその設置す 国立大学法人法第三十五条において準 種 \mathcal{O} ー用す 事 態

(公立の学校に係る対処)

の必要な措置を講ずるものとする。

第二十四条 地方公共団体が設置する学校は、第二十二条第一項各号に掲げる場合には、 当該地方公共団体

の教育委員会を通じて、 重大事態が発生した旨を、 当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、 当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事

2

態と同種 !の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、 附属機関を設けて調査を行う等の方法に

より、 第二十二条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、 前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならな

\ <u>`</u>

4 第二項の規定は、 地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年

法律第百六十二号)第二十三条に規定する事務を管理し、 又は執行する権限を与えるものと解釈してはな

らない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、 第二項の規定による調査の結果を踏まえ、 自らの権限及び責任に

お いて、 当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措

置を講ずるものとする。

(私立の学校に係る対処)

第二十五条 学校法人(私立学校法 (昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。

以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十二条第一項各号に掲げる場合には、 重大事態が発

生した旨を、 当該学校を所轄する都道府県知事 (以下この条において単に 「都道府県知事」という。)に

報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、 当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と

同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、

第二十二条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

都道府県知事は、 前項の規定による調査の結果を踏まえ、 当該調査に係る学校法人又はその設置する学

3

校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を

講ずることができるよう、 私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるも

のとする。

4 前二項の規定は、 都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を

新たに与えるものと解釈してはならない。

第二十六条 学校設置会社 (構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) 第十二条第二項に規定す

る学校設置会社をいう。 以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十二条第一項各号に掲げる

場合には、 当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、 重大事態が発生した旨を、 同 医法第十

二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長 。 以 下 「認定地方公共団体の長」という。 に報

告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、 当該報告に係る重大事態への対処又は当該重

大事態と同種 の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、 附属機関を設けて調査を行う等の方

法により、 第二十二条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、 前項の規定による調査の結果を踏まえ、 当該調査に係る学校設置会社又はそ

の設置する学校が当該調査 に係る重大事態 への対処又は当該重大事態と同 種 \mathcal{O} 事態の 発生の防 止 0 ために

必 要な措置を講ずることができるよう、 構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使

その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、 認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することが

できる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第 項から前項までの規定は、 学校設置非営利法人(構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学

は 会社 十二条第十項」と、 前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、 二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、 校設置非営利法人をいう。)が設置する学校について準用する。この場合において、 「学校設置非営利法人」と、 の代表取締役又は代表執行役」とあるのは 前項中 「前二項」とあるのは 「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第 「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、 第二項中 「次項において準用する前二項」と読み替えるものとす 「前項」とあるのは 「学校設置会社」とあるの 「第五項において準用する 第一項中「学校設置

(文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助)

る。

部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、 する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第 都道府県の教育委員会は市町村に対し、 項の規定によるほか、 重大事態への 対処に関 文

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(検討)

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状

況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜ

られるものとする。

理由

形成に重大な影響を与えるのみならず、 対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項 対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のため ることに鑑み、 いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、 いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであ その心身の健全な成長及び人格 Ó

を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。